

厚生年金基金規約

平成15年4月1日 改正施行

神基第915号

日立ビアメカニクス厚生年金基金

規約変更の推移

制定	昭和49年10月 1日	(24) 平成 2年10月 1日
変更 (1)	昭和49年11月 1日	(25) 平成 3年 2月27日
(2)	昭和51年 4月 1日	(26) 平成 3年 4月 1日
(3)	昭和51年 8月 1日	(27) 平成 4年10月 1日
(4)	昭和51年10月 1日	(28) 平成 5年 4月 1日
(5)	昭和53年 3月21日	(29) 平成 6年 1月 1日
(6)	昭和53年 6月 1日	(30) 平成 6年 4月 1日
(7)	昭和54年 4月 1日	(31) 平成 6年 7月 1日
(8)	昭和54年10月 1日	(32) 平成 6年 9月 1日
(9)	昭和55年 4月 1日	(33) 平成 6年11月 1日
(10)	昭和55年 6月 1日	(34) 平成 7年 4月 1日
(11)	昭和55年12月21日	(35) 平成 8年 4月 1日
(12)	昭和56年 9月21日	(36) 平成 8年 6月 1日
(13)	昭和58年 9月21日	(37) 平成 8年 9月 1日
(14)	昭和59年 7月 1日	(38) 平成 8年10月 1日
(15)	昭和60年10月 1日	(39) 平成 9年 4月 1日
(16)	昭和60年 9月21日	(40) 平成 9年10月 1日
(17)	昭和61年 4月 1日	(41) 平成10年 4月 1日
(18)	平成元年 4月 1日	(42) 平成10年11月 1日
(19)	平成元年 8月 1日	(43) 平成11年 4月 1日
(20)	平成元年 12月 1日	(44) 平成11年 6月 8日
(21)	平成 2年 2月 1日	(45) 平成12年 4月 1日
(22)	平成 2年 4月 1日	(46) 平成12年10月 1日
(23)	平成 2年 5月21日	(47) 平成12年10月23日

目 次

第 1 章	総 則	1
第 2 章	代議員及び代議員会	2
第 1 節	代議員	
第 2 節	代議員会	5
第 3 章	役員および職員	8
第 4 章	加入員	12
第 5 章	標準給与および基準基本給	15
第 6 章	給 付	17
第 1 節	通 則	17
第 2 節	退職年金	20
第 3 節	減額退職年金	24
第 4 節	脱退一時金	27
第 5 節	遺族一時金	28
第 7 章	中途脱退者	30
第 8 章	福祉施設	31
第 9 章	費用の負担	32
第 10 章	年金給付等積立金の管理及び運用に関する 契約の締結並びに業務の委託	36
第 11 章	財務及び会計	39
第 12 章	解散及び清算	41
第 13 章	雑 則	46
附 則		48

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この厚生年金基金（以下「基金」という。）は、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号。以下「法」という。）に基づき、この基金の加入員の老齢、退職または死亡について給付を行い、もって加入員およびその遺族の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 この基金は、日立ビアメカニクス厚生年金基金という。

(事務所)

第3条 この基金の事務所は、次の場所に置く。

神奈川県海老名市上今泉2100番地

(設立事業所の名称および所在地)

第4条 この基金が設立されている適用事業所（以下「設立事業所」という。）の名称および所在地は、別表1のとおりとする。

(公告の方法)

第5条 この基金において公告しなければならない事項は、この基金の事務所の掲示板に文書をもって掲示する。

2 前項によるほか、厚生年金基金令（昭和41年政令第324号、以下「基金令」という。）の定めるところにより公告しなければならない事項は、官報に掲載する。

第 2 章 代議員及び代議員会

第 1 節 代 議 員

(定 数)

第 6 条 この基金の代議員会の代議員の定数は、14人とし、その半数は、加入員において互選し、他の半数は、設立事業所の事業主（以下「事業主」という。）において事業主（その代理人を含む。）および設立事業所に使用される者のうちから選定する。

(任 期)

第 7 条 代議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の任期は、互選または選定の日から起算する。ただし、互選又は選定が代議員の任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

3 代議員の定数に異動を生じたため、あらたに選任された代議員の任期は、現に代議員である者の任期満了の日までとする。

(互選代議員の選挙の方法)

第 8 条 加入員の互選する代議員（以下「互選代議員」という。）の選任は単記無記名投票による選挙により行なう。ただし、代議員候補者の数が選挙すべき代議員の定数をこえない場合は、この限りでない。

2 前項の投票は、加入員1人について1票とする。

(互選代議員の選挙区および代議員数)

第 9 条 互選代議員の選挙は、各選挙区ごとに行なう。

2 前項の選挙区および選挙区ごとに選挙する互選代議員の数は、各選挙区に属

する加入員の数に応じて別表2のとおりとする。

(総選挙)

第10条 互選代議員の任期満了による選挙は、互選代議員の任期が終る日の前30日以内に行なう。ただし、特別の事情がある場合には、互選代議員の任期が終る日の後15日以内に行なうことができる。

(補欠選挙)

第11条 互選代議員に欠員を生じたときは、すみやかに補欠選挙を行なう。

(選挙の公示)

第12条 理事会は、総選挙または補欠選挙の期日を定め、理事長は、少なくとも選挙の期日前20日までにこれを公示しなければならない。

(当選人)

第13条 選挙の結果、各選挙区において最多数の投票を得た者から順次当選人とする。ただし、各選挙区内の代議員の数をもって有効投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第8条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合においては、その代議員候補者をもって当選人とする。

3 理事長は、当選人が決まったときは、当選人の氏名及び所属する設立事業所の名称を公示しなければならない。

(互選代議員の選挙執行規定)

第14条 この規約に定めるもののほか、互選代議員の選挙に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(選定代議員の選定)

第15条 事業主が選定する代議員(以下「選定代議員」という。)は、互選代議員の総選挙の日に選定しなければならない。

- 2 選定代議員に欠員を生じたときは、事業主は、すみやかにその欠員を選定しなければならない。
- 3 事業主は、代議員を選定したときは、文書で理事長に通知しなければならない。
- 4 前項の通知があったときは、理事長は、直ちに選定された代議員の氏名および所属する設立事業所の名称を公示しなければならない。

第 2 節 代 議 員 会

（通常代議員会）

第 16 条 通常代議員会は、毎年 2 月および 9 月に招集するのを常例とする。

（臨時代議員会）

第 17 条 理事長は、代議員の定数の 3 分の 1 以上の者が会議に付議すべき事項および招集の理由を記載した書面を提出して代議員会の招集を請求したときは、その請求のあった日から 20 日以内に臨時代議員会を招集するものとする。

2 前項のほか、理事長は、必要があるときは、いつでも臨時代議員会を招集することができる。

（代議員会の招集手続）

第 18 条 理事長は、代議員会を招集しようとするときは、急施を要する場合を除き、開会の日前 5 日までに、代議員に対して、会議に付議すべき事項、日時および場所を示した招集状を送付するほか、この基金の事業所の掲示板にこれらの事項を掲示しなければならない。

（定 足 数）

第 19 条 代議員会は、代議員の定数（基金令第 11 条の規定により議決権を行使することができない代議員の数を除く。）の半数以上が出席しなければ、議事を開き議決をすることができない。

（代議員の代理）

第 20 条 代議員は、病気その他やむを得ない理由により代議員会に出席することができないときは、互選代議員にあってはその代議員会に出席する他の互選代議員を、選定代議員にあってはその代議員会に出席する他の選定代議員を代理人として、議決権または選挙権を行使することができる。

2 前項の規定による代理人は、1人で3人以上の代議員を代理することができない。

3 代理人となった代議員は、その代理権を証する書面を代議員会に提出しなければならない。

(代議員会の傍聴)

第21条 加入員は、代議員会の会議を傍聴することができる。ただし、代議員会において傍聴を禁止する決議があったときは、この限りでない。

(代議員会の議事)

第22条 代議員会の議事は、法令およびこの規約に別段の定めがある場合を除き、出席した代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

2 規約の変更(基金令第2条各号に掲げる事項にかかわるものを除く。)の議事は、代議員定数の3分の2以上の多数で決する。

3 代議員会では、第18条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、出席した代議員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。

(代議員会の議決事項)

第23条 次の各号に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の変更
- (2) 役員の解任
- (3) 毎事業年度の予算及び事業計画
- (4) 毎事業年度の決算及び業務報告
- (5) 借入金
- (6) その他重要な事項

(代議員会の会議規則)

第24条 代議員会は、会議規則を設けなければならない。

(会議録)

第25条 代議員会の会議については、会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 開会の日時及び場所

(2) 代議員の定数

(3) 出席した互選代議員の氏名、選定代議員の氏名並びに代理出席を委任した代議員の氏名及び委任を受けた代議員の氏名

(4) 議事の経過の要領

(5) 議決した事項及びその賛否の数

(6) その他必要な事項

2 会議録には、議長及び代議員会において定めた2人以上の代議員が署名しなければならない。

3 この基金は、会議録をこの基金の事務所に備え付けておかねばならない。

4 加入員及び加入員であった者は、この基金に対し、会議録の閲覧を請求することができる。この場合においては、この基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

第 3 章 役員および職員

(役 員)

第 26 条 この基金に、役員として理事および監事を置く。

(役員の数および選任)

第 27 条 理事の定数は 6 人とし、その半数は互選代議員において、他の半数は選定代議員においてそれぞれ互選する。

2 理事のうち 1 人を理事長とし、選定代議員である理事のうちから、理事が選挙する。

3 この基金に 1 人の常務理事を置き、理事会の同意を得て理事長が理事のうちからこれを指名する。

4 理事のうち 1 人を年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金（以下「年金給付等積立金」という。）の管理及び運用に関する基金の業務を執行する理事（以下「運用執行理事」という。）とし、理事会の同意を得て理事長が指名する。

5 監事は、代議員会において、互選代議員および選定代議員のうちからそれぞれ 1 人を選挙する。

(役員解任)

第 27 条の 2 役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、代議員会において 3 分の 2 以上の議決に基づき解任することができる。ただし、その役員に対し、代議員会の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- (3) 理事にあっては、第 34 条の 3 の規定に違反したとき。

(役員任期)

第28条 役員任期は、2年とする。

ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の任期は、選任の日から起算する。ただし、選任が役員任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

3 役員は、第1項の規定にかかわらず、任期満了後であっても、後任者が就任するまで、その職務を行う。

(役員選挙)

第29条 理事、監事および理事長は、単記無記名投票により選挙する。

ただし、候補者の数が、それぞれ選挙すべき役員の定数をこえない場合は、この限りでない。

2 前項の投票は、選挙人1人について1票とする。

3 選挙の結果、最多数の投票を得た者をもって当選人とする。

4 前各項に定めるもののほか、理事、監事および理事長の選挙に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(理事会の構成)

第30条 この基金に理事会を置き、理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第31条 理事長は、必要に応じ理事会を招集し、理事長がその議長となる。

2 理事長は、理事会を招集しようとするときは、急施を要する場合を除き、その開会の日前5日までに理事に対して会議の目的である事項ならびに開会の日時および場所を示し、文書で通知しなければならない。

(理事会の決定事項)

第32条 次の各号に掲げる事項は、理事会において決定する。

(1) 代議員会の招集および代議員会に提出する議案

- (2) 常務理事及び運用執行理事の選任および解任の同意
- (3) 事業運営の具体的方針
- (4) 法第118条第2項の規定による理事長の専決処分
- (5) その他、業務執行に関する事項で理事会において必要と認めたもの
(理事会の議事)

第33条 理事会は、理事の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることはできない。

- 2 理事会の議事は、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的である事項について、賛否の意見を明らかにした書面により、理事会に加わることができる。

(理事会の会議録)

第33条の2 理事会の会議録については、第25条第1項及び第2項の規定を準用する。

(役員の職務)

第34条 理事長は、この基金を代表し、その業務を総理するとともに理事会において決定する事項以外の事項について決定を行う。

理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、選定代議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し又はその職務を行う。

- 2 理事長は、別に定めるところにより、前項に規定する業務の一部を常務理事に委任することができる。
- 3 常務理事は理事長を補佐し、業務を処理するほか前項により理事長から委任を受けた業務を行う。

- 4 運用執行理事は、理事長を補佐し、年金給付等積立金の管理及び運用に関する基金の業務を執行する。
- 5 監事は、この基金の業務を監査するほか法第120条の4の規定により理事長が代表権を有しない事項について、共同してこの基金を代表する。
- 6 監事が行う監査に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。
- 7 監事は、この監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は代議員会に意見を提出することができる。
- 8 監事が行う監査についての細目は、別に定める。

(理事の義務及び損害賠償責任)

第34条の2 理事は、年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金（以下「年金給付等積立金」という。）の管理及び運用に関する基金の業務について、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分、規約及び代議員会の議決事項を遵守し、基金のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

- 2 理事は、年金給付等積立金の管理及び運用に関する基金の業務についてその職務を怠ったときは、基金に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

(理事の禁止行為)

第34条の3 理事は、自己又はこの基金以外の第三者の利益を図る目的をもって、年金給付等積立金の管理及び運用の適正を害するものとして厚生年金基金規則（昭和41年厚生省令第34号。以下「基金規則」という。）第64条の2に規定する行為をしてはならない。

(職員)

第35条 この基金に必要な職員を置き、理事長がこれを任免する。

- 2 前項に定めるもののほか、職員に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

第 4 章 加 入 員

(加入員の範囲)

第 3 6 条 この基金の加入員は、第 4 条に定める設立事業所に使用される厚生年金保険の被保険者とする。ただし、法第 1 2 6 条、第 1 2 7 条又は法附則第 4 条の 4 第 2 項の規定によりこの基金の加入員とならなかった被保険者を除く。

(加算適用加入員)

第 3 7 条 加入員のうち、日立精工株式会社、日立精工エンジニアリング株式会社及び京浜産業株式会社（以下「会社」という。）の就業規則（平成 7 年 4 月 1 日現在において効力を有する社員就業規則をいう。以下同じ。）の適用を受ける社員（定年（社員就業規則第 6 2 条に規定する定年をいう。）を越えている者を除く。）である加入員であって、次の各号のいずれかに該当する者を加算適用加入員という。

(1) 2 5 歳未満で社員となった者については2 5 歳に達した日の属する月以後最初に到来する 1 0 月以降の加入員

(2) 2 5 歳以上で社員となった者については社員となった日の属する月以後最初に到来する 1 0 月以降の加入員

2 前項の規定にかかわらず、2 5 歳以後最初に到来する 1 0 月を経過した者で、別に定める会社から転入により会社の社員となり、この基金の加入員の資格を取得した者については、その者が加入員の資格を取得した月以降加算適用加入員という。

(加入員資格取得の時期)

第 3 8 条 加入員は、次の各号のいずれかに該当するに至った日に加入員の資格を取得する。

(1) この基金の設立事業所に使用されるに至ったとき。

入社したとき

(2) その使用される事業所が、設立事業所となったとき。

(3) この基金の設立事業所に使用される者が、法第12条の規定に該当しな
くなったとき。

(通算除外)

(4) この基金の設立事業所に使用される者が、法附則第4条の4第3項の規定
に該当するに至ったとき。

(加入員資格喪失の時期)

第39条 加入員は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日（その事
実があった日に更に前条各号のいずれかに該当するに至ったとき、第5号に該
当するに至ったとき、又は第6号の事実があった日に更に前条第4号に該当す
るに至ったときは、その日）に、加入員の資格を喪失する。

(1) 死亡したとき。

(2) その設立事業所に使用されなくなったとき。

(3) その使用される事業所が、設立事業所でなくなったとき。

(4) 法第12条の規定に該当するに至ったとき。

(5) 70歳に達したとき。

(6) 法附則第4条の3第7項ただし書に規定する事業主の同意が撤回されたとき。

(加入員資格得喪に関する特例)

第40条 加入員の資格を取得した月にその資格を喪失した者は、その資格を取
得した日にさかのぼって加入員でなかったものとみなす。

(加入員期間) 入社時分から

第41条 加入員期間を計算する場合には月によるものとし、加入員の資格を取
得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。

2 加入員の資格を喪失した後、さらにその資格を取得した者については、前後
の加入員期間を合算する。

(加算適用期間) 25才に達した時から

第42条 加算適用期間を計算する場合には月によるものとし、加算適用加入員となった月から加算適用加入員でなくなった日の属する月の前月までをこれに算入する。

2 加算適用加入員であった者が資格を喪失した後、再び加算適用加入員となった場合は、前後の加算適用期間を合算するものとする。ただし、第65条に規定する脱退一時金及び附則第6条に規定する特例退職一時金の支給を受けた場合は、この限りでない。

第 5 章 標準給与および基準基本給

(標準給与の基礎となる給与の範囲)

第 4 3 条 標準給与の基礎となる給与の範囲は、法第 3 条第 1 項第 3 号に規定する報酬の範囲とする。

2 設立事業所以外の適用事業所に同時に使用される加入員のその事業所で受ける給与の月額を、前項の給与月額に算入する場合における給与の範囲についても、前項の規定を準用する。

(標準給与)

第 4 4 条 標準給与は、加入員の給与の月額に基づき、法第 2 0 条に規定する標準報酬月額例により定める。

2 給与の月額の算定方法ならびに標準給与の決定および改定については、法第 2 1 条から第 2 5 条までの規定の例による。

(基準基本給)

第 4 5 条 年金たる給付（以下「年金給付」という。）及び一時金たる給付（以下「一時金給付」という。）の額並びに掛金の額の算定にあたっては、標準給与のほか、基準基本給をその計算の基礎として用いるものとする。

2 基準基本給は、加算適用加入員の毎年 8 月 1 日現在における会社の社員退職金規則（平成 7 年 4 月 1 日現在において効力を有する社員退職金規則をいう。以下同じ。）第 1 1 条に規定する基準基本給とする。

3 前項により決定された基準基本給は、その年の 1 0 月から翌年の 9 月までの各月の基準基本給とする。

4 前項の規定にかかわらず、あらたに加算適用加入員となった者に係る基準基

本給は、加算適用加入員となった日現在の基準基本給の月額を、その月からその年の9月（8月2日から12月31日までの間に加算適用加入員となった者については翌年の9月）までの各月の基準基本給とする。

- 5 前3項の規定にかかわらず、年金給付及び一時金給付（以下「給付」という。）の額を算定する場合の基準基本給（以下「退職時基準基本給」という。）は、加算適用加入員が退職もしくは解雇（会社の社員就業規則第57条（ただし、関係会社に転属したとき。を除く。）、第58条及び第59条に規定する退職もしくは解雇をいう。以下「退職」という。）又は死亡により加入員の資格を喪失した日の前日の会社の社員退職金規則第11条に規定する基準基本給とする。

第 6 章 給 付

第 1 節 通 則

(給付の種類)

第 4 6 条 この基金が支給する給付は、次のとおりとする。

- (1) 退職年金 (2 節)
- (2) 減額退職年金 (3 節)
- (3) 脱退一時金 (4 節)
- (4) 遺族一時金 (5 節)

(裁 定)

第 4 7 条 給付を受ける権利は、その権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基づいて、この基金が裁定する。

(基本退職年金額及び加算退職年金額) — 厚生年金分(代行部分)の 1/2

第 4 8 条 基本退職年金額は、加入員であった全期間の平均標準給与の月額（加入員期間の計算の基礎となる各月の標準給与の月額を平均した額をいう。以下同じ。）の 1,000 分の 7.225（別表 12 の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。）に相当する額に、加入員期間の月数を乗じて得た額から、法附則第 30 条第 1 項の認可を受けた日以降の加入員であった期間の平均標準給与の月額の 1,000 分の 7.125（別表 12 の 2 の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。）に相当する額に法附則第 30 条第 1 項の認可を受けた日以降の加入員であった期間の月数を乗じて得た額を控除して得た額とする。

2 法附則第 7 条の 3 又は法附則第 13 条の 4 に定める老齢厚生年金（以下「繰上げ支給の老齢厚生年金等」という。）の受給権を有する者に支給する基本退職年金額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額から、次項の規定により計算した額を減額する。

3 前項に定める減額は、第 1 項の規定により計算した額に減額率（1,000 分の 5 に当該受給権を取得した月から 65 歳（法附則第 13 条の 4 の規定による受給権者にあつては法附則第 8 条の 2 各項に規定する年齢）に達する日の属

25才に80%に勝から

する月の前月までの月数を乗じて得た率)を乗じて得た額とする。

企業年金の2%

4 加算退職年金額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 加算適用期間15年以上かつ定年退職、定年を超えて退職、定年扱い退職(会社の社員退職金規則第6条に規定する退職又は解雇をいう。ただし、死亡の場合を除く。以下同じ。)又はやむを得ない事由退職(会社の社員退職金規則第2条第2号ないし第6号及び第4条に規定する退職又は解雇をいう。以下同じ。)により加入員の資格を喪失した者については、退職時基準基本給に、加算適用期間に応じ別表3に定める率を乗じて得た額
- (2) 加算適用期間15年以上かつ50歳未満で自己都合退職(会社の社員退職金規則第5条に規定する退職をいう。以下同じ。)又は加算適用期間15年未満の退職により、加入員の資格を喪失した者については、退職時基準基本給に、次の(イ)及び(ロ)に定める別表に掲げる率を乗じて得た額に、加入員の資格を喪失した日の前日の年齢に応じ別表5に定める率を乗じて得た額
- (イ) 加算適用期間10年以上の者(懲戒解雇(会社の社員退職金規則第9条に規定する解雇をいう。以下同じ。)された者を除く。)については別表4
- (ロ) 加算適用期間10年未満の者(懲戒解雇された者を除く。)については別表7

(端数処理)

第49条 給付を受ける権利を裁定する場合又は給付の額を改定する場合において、給付の額の端数処理は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 年金給付の額については100円未満切り上げ
- (2) 一時金給付の額については100円未満四捨五入

2 給付の額を計算する過程において、1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。ただし、前条第1項に規定する基本退職年金額を計算する過程において、法附則第30条第1項の認可を受けた日以降の加入員であった期間の平均標準給与月額1,000分の7.125(別表12の2の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。)に相当する額に法附則第30条第1項の認可を受けた日以降の加入員であった

期間の月数を乗じて得た額に50銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(未支給の給付)

第50条 受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき未支給の給付があるときの取扱いについては、法第136条において準用する法第37条の規定による。

(支給期間及び支払期月)

第51条 年金の支給は、これを支給すべき事由の生じた月の翌月から始め、権利が消滅した月で終るものとする。

2 年金は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月からその事由が消滅した月までの間は支給しない。ただし、第57条第3項、第4項、第6項、第7項及び第63条第3項、第4項、第6項、第7項の規定により、その全部又は一部の支給を停止する場合においては、同項の規定に該当するに至った月から該当しなくなった月の前月までの間は、当該年金額の全部又は一部は支給しない。

3 年金は、次の表に掲げる区分にしたがい、同表に定める支払期月に、それぞれその前月分までを支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった年金又は権利が消滅した場合若しくは年金の支給を停止した場合におけるその期の年金は、支払期月でない月であっても、支払うものとする。

金 額	9万円以上	6万円以上 9万円未満	3万円以上 6万円未満	3万円未満
支払期月	2月、4月 6月、8月 10月、12月	2月 6月 10月	6月、12月	6月

第 2 節 退職年金

(退職年金の受給権者)

第 5 2 条 退職年金は、加入員又は加入員であった者が、次の各号のいずれかに該当する場合に、その者に支給する。

- (1) 加入員期間 15 年以上である者が、脱退（死亡による脱退を除く。以下同じ。）により加入員の資格を喪失したとき。
- (2) 加入員期間 15 年未満である者が、60 歳に達した日以後において脱退により加入員の資格を喪失したとき、又は脱退により加入員の資格を喪失した後に加入員となることなくして 60 歳に達したとき。
- (3) 加入員又は加入員であった者が老齢厚生年金の受給権を取得したとき。
- (4) 加入員又は加入員であった者が法附則第 8 条（法附則第 8 条の 2 の規定により読み替えられた場合を含む。）の規定による老齢厚生年金又は法附則第 28 条の 3 の規定による特例老齢年金（以下「特例支給の老齢厚生年金等」という。）又は繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。ただし、加入員がその資格を取得した月に当該特例支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したときを除く。
- (5) 老齢厚生年金、特例支給の老齢厚生年金等又は繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権者で当該老齢厚生年金、特例支給の老齢厚生年金等又は繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を取得した月以後の月に加入員の資格を取得した者であって、その年金の額が、法第 43 条第 3 項、法附則第 7 条の 3 第 5 項又は法附則第 13 条の 4 第 5 項若しくは第 6 項の規定により改定されたとき。ただし、加入員の資格を取得した月又はその翌月から改定されたときを除く。

(退職年金額)

第 5 3 条 退職年金の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 加入員期間 15 年以上又は加算適用期間 15 年以上で退職により加入員の

資格を喪失した者（懲戒解雇された者を除く。）については、基本退職年金
額と加算退職年金額とを合算した額。 → 厚生年金(代行部分) (基本部分)
→ 企業年金(加算部分)

(2) 加入員期間15年未満で定年退職、定年を超えて退職により加入員の資格を喪失した者（懲戒解雇された者を除く。）については、基本退職年金額と加算退職年金額を合算した額。

(3) 加入員期間15年未満で加入員の資格を喪失し、加入員の資格を喪失した日において厚生年金保険の特例支給の老齢厚生年金等の受給権者となった者（懲戒解雇された者を除く。）については、基本退職年金額と加算退職年金額を合算した額。

(4) 前3号以外の者については、基本退職年金額に相当する額。

2 前項の規定にかかわらず、法第160条の2第3項の規定により加算された額の年金給付の支給に関する義務を承継した者が、厚生年金基金連合会（以下「連合会」という。）の規約の定める支給開始年齢に達した月以後に退職年金の受給権を取得したときは、その者の退職年金の額は、前項の額に当該加算額（以下「基本加算年金額」という。）を加算した額とする。

3 法第160条の2第3項の規定により加算された額の年金給付の支給に関する義務を承継した者であって、連合会の規約の定める支給開始年齢に達する前に退職年金の受給権を取得している者が当該年齢に達したときは、第1項の額に基本加算年金額を加算するものとし、当該年齢に達した月の翌月から、その者の退職年金の額を加算された額に改定する。

4 第1項の退職年金の額については、受給権者がその権利を取得した月以後における加入員であった期間は、その計算の基礎としない。

（退職年金額の改定）

第54条 受給権者である加入員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、前条第4項の規定にかかわらず、当該各号のいずれかに該当するに至っ

た日の属する月前における加入員であった期間を年金額の計算の基礎とし、第1号に該当する場合にあっては、該当するに至った日の属する月から、第2号から第5号に該当する場合にあっては、該当するに至った日の属する月の翌月から、その額を改定する。

(1) 脱退により加入員の資格を喪失し、かつ、加入員となることなくして加入員の資格を喪失した日から起算して1月を経過したとき。

(2) 特例支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。

(3) 老齢厚生年金の受給権を取得したとき。

(4) 繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。

(5) 法附則第13条の4の規定による受給権者が65歳に達したとき。

2 退職年金の受給権者のうち繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者が65歳（法附則第13条の4の規定による受給権者にあっては法附則第8条の2各項に規定する年齢）に達するまでの間は、前項の規定にかかわらず、基本退職年金額の改定は行わないものとし、当該年齢に達した日の属する月の翌月から、次の各号に定める額を合算した額に改定する。

(1) 改定前の基本退職年金額

(2) 第48条第1項の規定に基づき、同項中「加入員であった全期間」及び「加入員期間」を「改定前の年金額の計算の基礎とした加入員期間を除く加入員期間」に読み替えて計算された額

（最低保証額）

第55条 削除（認可：平成3年3月28日 厚生省収年 第2239号）

（退職年金受給権の失権）

第56条 退職年金を受ける権利は、受給権者が死亡したときは、消滅する。

(退職年金の支給停止)

第57条 退職年金は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するまでの間は、その額のうち基本退職年金額に相当する部分の支給を停止する。

- (1) 65歳に達したとき。
- (2) 特例支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。
- (3) 繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。

2 退職年金は、受給権者が60歳に達するまでの間は、加算退職年金額に相当する部分の支給を停止する。

3 加入員である退職年金の受給権者のうち、特例支給の老齢厚生年金等又は繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者については、その者が65歳未満である間は、それぞれ法附則第13条第4項の各号（第4号及び第5号を除く）又は法附則第13条の7第5項の各号（第3号を除く。）に掲げる場合に
 応じ、基本退職年金額に相当する額のうち、基本退職年金額に相当する額に第1号に定める額を第2号に定める額で除した率を乗じて得た額を超える額について、その支給を停止する。

- (1) 当該各号に定める額
- (2) 加入員であった期間に係る法第132条第2項（法附則第7条の6第1項の規定により読み替えられた場合を含む。）に規定する額（以下「代行部分の額」という。）

4 加入員である退職年金の受給権者のうち、老齢厚生年金の受給権を有する者が法第133条の2第3項（同条第5項の規定により読み替えられた場合を含む。以下本項において同じ。）各号のいずれかに該当する場合又は法附則第7条の3に定める繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者が法附則第7条の6第2項の規定により法第133条の2第3項各号のいずれかに該当する場合については、その者が70歳未満である間は、基本退職年金額に相当する額のうち、基本退職年金額に第1号に定める額を第2号に定める額で除した率

を乗じて得た額を超える部分について、その支給を停止する。

(1) 代行部分の額から法第133条の2第3項に定める支給停止額を控除して得た額

(2) 代行部分の額

5 第3項第1号に規定する当該各号に定める額及び第3項により計算された額並びに前項に規定する代行部分の額から法第133条の2第3項に定める支給停止額を控除して得た額及び前項により計算された額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

6 加入員以外の退職年金の受給権者のうち、厚生年金保険の被保険者であり特例支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者については、その者が65歳未満である間は、基本退職年金額の100分の20に相当する部分の支給を停止する。

7 退職年金の受給権者（厚生年金保険の被保険者を除く。）のうち、特例支給の老齢厚生年金等又は繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者について、当該老齢厚生年金等が法附則第11条の5又は法附則第7条の4（法附則第13条の6第4項の規定により準用される場合を含む。）の規定によりその全額につき支給を停止されている場合は、基本退職年金額に相当する額の全額の手給を停止する。

8 退職年金は、受給権者が社員であり、かつ加入員である間は、加算退職年金額に相当する部分の手給を停止する。

第 3 節 減額退職年金

(減額退職年金の受給権者)

第 5 8 条 退職年金を受ける権利を有する者が、5 6 歳以上 6 0 歳に達する前に、年金給付を受けることを申し出たときは、減額退職年金を支給する。この場合において退職年金は支給しない。

(減額退職年金受給の申出)

第 5 9 条 前条の申し出は、退職により加入員の資格を喪失した日の属する月の翌月末日迄にしなければならない。

(減額退職年金額)

第 6 0 条 減額退職年金の額は、基本退職年金額と加算退職年金額に当該減額退職年金の支給を開始する年齢（以下「減額退職年金支給開始年齢」という。）に応じて別表 6 に定める率を乗じて得た額（以下「減額加算退職年金額」という。）を合算した額とする。

2 前項にいう減額加算退職年金支給開始年齢は、別表 6 に掲げる年齢に達した日の属する月（別表 6 に掲げる年齢に達した日の属する月の翌月に加入員の資格を喪失した者については当該日の属する月の翌月）とする。

3 法第 1 6 0 条の 2 第 3 項の規定により加算された額の年金給付の支給に関する義務を承継した者であって、連合会の規約の定める支給開始年齢に達したときは、第 1 項の額に基本加算年金額を加算するものとし、当該年齢に達した月の翌月から、その者の減額退職年金の額を加算された額に改定する。

4 第 5 3 条第 4 項の規定は、第 1 項の減額退職年金の額について準用する。

(減額退職年金額の改定)

第61条 受給権者である加入員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、前条第4項の規定にかかわらず、当該各号のいずれかに該当するに至った日の属する月前における加入員であった期間を年金額の計算の基礎とし、第1号に該当する場合にあっては、該当するに至った日の属する月から、第2号から第5号に該当する場合にあっては、該当するに至った日の属する月の翌月から、その額を改定する。

- (1) 加入員の資格を喪失し、かつ、加入員となることなくして加入員の資格を喪失した日から起算して1月を経過したとき。
- (2) 特例支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。
- (3) 老齢厚生年金の受給権を取得したとき。
- (4) 繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。
- (5) 法附則第13条の4の規定による受給権者が65歳に達したとき。

2 減額退職年金の受給権者のうち繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者が65歳(法附則第13条の4の規定による受給権者にあっては法附則第8条の2各項に規定する年齢)に達するまでの間は、前項の規定にかかわらず、基本退職年金額の改定は行わないものとし、当該年齢に達した日の属する月の翌月から、次の各号に定める額を合算した額に改定する。

- (1) 改定前の基本退職年金額
- (2) 第48条第1項の規定に基づき、同項中「加入員であった全期間」及び「加入員期間」を「改定前の年金額の計算の基礎とした加入員期間を除く加入員期間」に読み替えて計算された額

3 前2項の規定により、減額退職年金の減額加算退職年金額を計算するにあたっては、減額退職年金支給開始年齢は、あらたに本人が希望した減額退職年金支給開始年齢を基礎とするものとする。

(減額退職年金受給権の失権)

第62条 減額退職年金を受ける権利は、受給権者が死亡したときは、消滅する。

(減額退職年金の支給停止)

第63条 減額退職年金は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するまでの間は、その額のうち基本退職年金額に相当する部分の支給を停止する。

(1) 65歳に達したとき。

(2) 特例支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。

(3) 繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。

2 減額退職年金は、受給権者が減額退職年金支給開始年齢未満である間は、減額加算退職年金額に相当する部分の支給を停止する。

3 加入員である減額退職年金の受給権者のうち、特例支給の老齢厚生年金等又は繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者については、その者が65歳未満である間は、それぞれ法附則第13条第4項の各号(第4号及び第5号を除く)又は法附則第13条の7第5項の各号(第3号を除く。)に掲げる場合に応じ、基本退職年金額に相当する額のうち、基本退職年金額に相当する額に第1号に定める額を第2号に定める額で除した率を乗じて得た額を超える額について、その支給を停止する。

(1) 当該各号に定める額

(2) 代行部分の額

4 加入員である減額退職年金の受給権者のうち、老齢厚生年金の受給権を有する者が法第133条の2第3項(同条第5項の規定により読み替えられた場合を含む。以下本項において同じ。)各号のいずれかに該当する場合又は法附則第7条の3に定める繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者が法附則第7条の6第2項の規定により法第133条の2第3項各号のいずれかに該当する場合については、その者が70歳未満である間は、基本退職年金額に相当する額のうち、基本退職年金額に第1号に定める額を第2号に定める額で除し

た率を乗じて得た額を超える部分について、その支給を停止する。

(1) 代行部分の額から法第133条の2第3項に定める支給停止額を控除して得た額

(2) 代行部分の額

5 第3項第1号に規定する当該各号に定める額及び第3項により計算された額並びに前項に規定する代行部分の額から法第133条の2第3項に定める支給停止額を控除して得た額及び前項により計算された額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

6 加入員以外の減額退職年金の受給権者のうち、厚生年金保険の被保険者であり特例支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者については、その者が65歳未満である間は、基本退職年金額の100分の20に相当する部分の支給を停止する。

7 減額退職年金の受給権者（厚生年金保険の被保険者を除く。）のうち、特例支給の老齢厚生年金等又は繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者について、当該老齢厚生年金等が法附則第11条の5又は法附則第7条の4（法附則第13条の6第4項の規定により準用される場合を含む。）の規定によりその全額につき支給を停止されている場合は、基本退職年金額に相当する額の全額の支給を停止する。

8 減額退職年金は、受給権者が社員であり、かつ加入員である間は、減額加算退職年金額に相当する部分の支給を停止する。

第 4 節 脱退一時金

(脱退一時金の受給権者)

第 6 4 条 脱退一時金は、次の各号のいずれかに該当したときその者に支給する。

- (1) 加入員期間 15 年未満で退職年金の受給権を有しない加算適用加入員又は加算適用加入員であった者が退職(懲戒解雇を除く。)により加入員の資格を喪失したとき。
- (2) 加算適用加入員または加算適用加入員であった者(退職年金または減額退職年金の受給権者を除く。)が懲戒解雇により加入員の資格を喪失したとき。

(脱退一時金の額)

第 6 5 条 脱退一時金の額は、退職時基準基本給に、次の各号に定める別表に掲げる率を乗じて得た額とする。

- (1) 加算適用期間 10 年以上の者(懲戒解雇された者を除く。)については別表 4
- (2) 加算適用期間 10 年未満の者(懲戒解雇された者を除く。)については別表 7
- (3) 懲戒解雇された者については別表 8

(支給の効果)

第 6 6 条 脱退一時金の支給を受けた者は、当該給付の額の計算の基礎となった加算適用期間は、加算適用加入員でなかった者とみなす。

第 5 節 遺族一時金

(遺族一時金の受給権者)

第67条 遺族一時金（次項に規定する部分を除く。）は、加算適用加入員が死亡により加入員の資格を喪失したとき又は加算適用加入員であった者が死亡したとき、その者の遺族に支給する。

ただし、退職年金（加算退職年金額に相当する部分）及び減額退職年金（減額加算退職年金額に相当する部分）の支給を20年以上受けた者が死亡したときは、この限りでない。

2 法第161条の規定により、支給に関する義務を承継した法第160条の2第3項に規定する死亡一時金としての部分は、加入員又は加入員であった者が、連合会の規約に定める基本加算年金額に係る保証期間を経過する前に死亡したときに、その者の遺族に支給する。

(遺 族)

第68条 遺族一時金を受けることができる遺族の範囲は、基金令第26条第2項に規定する遺族とする。この場合において、遺族一時金を受けるべき遺族は、この順位によるものとし、同順位者が2人以上あるときは、1人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(遺族一時金の額)

第69条 遺族一時金の額は、第1号から第3号までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額と第4号に掲げる額とを合算した額とする。

(1) 加算適用加入員又は加算適用加入員であった者（退職年金又は減額退職年金の受給権者を除く。）が死亡により加入員の資格を喪失したとき。

(イ) 加算適用期間15年以上のときは退職時基準基本給に、加算適用期間に応じ別表3に定める率を乗じて得た額に、その者の死亡日の年齢に応じ別表9に定める率を乗じて得た額

(ロ) (イ)以外のときは退職時基準基本給に、次に定める別表に掲げるやむを得ない事由による率を乗じて得た額

加算適用期間10年以上15年未満のときは別表4

加算適用期間10年未満のときは別表7

(2) 退職年金又は減額退職年金の受給権者である加算適用加入員であった者が退職年金（加算退職年金額に相当する部分）及び減額退職年金（減額加算退職年金額に相当する部分）の支給を受ける前に死亡したときは、その者の加算退職年金額に相当する額に、その者の死亡日の年齢に応じ別表9に定める率を乗じて得た額

(3) 退職年金（加算退職年金額に相当する部分）又は減額退職年金（減額加算退職年金額に相当する部分）の支給を受けている者が死亡したときはその者が既に支給を受けていた加算退職年金額又は減額加算退職年金額に、その者が当該給付の支給を既に受けていた期間に応じ別表10に定める率を乗じて得た額

(4) 第67条第2項に該当する場合。

連合会の規約の定めるところにより計算した死亡一時金の額

第 7 章 中 途 脱 退 者

(中途脱退者に係る支給義務の移転)

第70条 この基金は、加入期間15年未満かつ60歳未満で、脱退により加入員の資格を喪失した者（以下「中途脱退者」という。）が脱退一時金の請求をした場合を除き、当該脱退一時金の全部又は一部並びに基本退職年金額のうち加入員であった全期間の平均標準給与の月額 $1,000$ 分の 0.1 に相当する額に加入員期間の月数を乗じて得た額（以下「上乗せ年金」という。）の支給に関する義務を厚生年金基金連合会（以下「連合会」という。）に移転する。この場合において、年金給付の支払期月は、連合会の規約の定めるところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、退職年金の支給に関する義務を連合会に移転する前に、再びこの基金の加入員となった者または死亡した者は、中途脱退者とし
ないものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、設立事業所以外の事業所に出向（会社の社員就業規則第38条に規定する出向をいう。）したため、この基金の加入員の資格を喪失した者であって、再びこの基金の加入員となることが明らかである者を中途脱退者とし
ないものとする。
- 4 第1項の上乗せ年金の支給に関する義務を連合会に移転した者に支給する基本退職年金額は、第48条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により計算された額から上乗せ年金の額を控除して得た額とする。

(中途脱退者に係る脱退一時金相当額の交付)

第70条の2 この基金は、中途脱退者が脱退一時金の請求をした場合を除き、第70条の支給義務の移転に併せて脱退一時金相当額の全部又は一部を連合会に交付する。

- 2 前項の交付は、当該中途脱退者に脱退一時金の取扱いに関し通知した上で行うものとする。

- 3 第1項の脱退一時金相当額の全部又は一部を連合会に交付したときは、その額の計算の基礎となった当該中途脱退者の加算適用加入員であった期間は、加算適用加入員でなかったものとみなす。

(退職年金の支給義務の承継)

第71条 この基金は、中途脱退者が再びこの基金の加入員となったときは、連合会からその者に係る上乘せ年金の支給に関する義務並びに（法第160条の2第3項の規定により連合会が年金給付の額を加算し又は一時金たる給付を支給するものとされている場合にあっては、当該加算額に係る年金給付及び当該一時金たる給付の支給に関する義務を含む。）を承継する。

(退職年金現価相当額の交付等)

第72条 第70条の規定により、年金給付の支給義務を連合会へ移転する場合には、この基金は、連合会に対し、法第160条第3項に規定する現価相当額を交付するものとする。

- 2 この基金は、前条の規定により年金及び一時金の支給に関する義務を連合会から承継した場合には、当該中途脱退者に係る年金給付及び一時金たる給付の現価相当額の交付を請求するものとする。

第 8 章 福 祉 施 設

(福祉施設)

第73条 この基金は、加入員及び加入員であった者の福祉を増進するため必要な施設をすることができる。

第 9 章 費 用 の 負 担

(掛 金)

第 7 4 条 この基金は、給付に要する費用に充てるため、給付の額の計算の基礎となる各月につき、掛金を徴収する。

2 前項の掛金の額は、次の各号に定める額を合算した額とする。

(1) 加入員については

基本標準掛金

加入員の標準給与月額に 1,000 分の 4 を乗じて得た額

基本特別掛金

加入員の標準給与月額に 1,000 分の 41 から 1,000 分の 54 までの範囲で、毎事業年度ごとに代議員会の認可を得て定めた率を乗じて得た額

(2) 加算適用加入員については

加算標準掛金

加算適用加入員の基準基本給月額に 1,000 分の 85 を乗じて得た額

加算特別掛金

加算適用加入員の基準基本給月額に 1,000 分の 120 から 1,000 分の 171 までの範囲で、毎事業年度ごとに代議員会の認可を得て定めた率を乗じて得た額

3 この基金の設立事業所以外の厚生年金保険の適用事業所に同時に使用される加入員に係る掛金の額は、前項の規定にかかわらず、第 1 号に定める額に第 2 号に定める割合を乗じて得た額と、前項第 2 号に定める額を合算した額とする。

(1) 前項の規定により加入員の標準給与の月額に同項第 1 号の掛金率を乗じて得た額

(2) 標準給与の月額の計算の基礎となる給与の月額に対する設立事業所で受ける給与の月額の割合

(掛金の負担割合)

第75条 加入員および事業主は、次の各号に定める区分に従い、それぞれ掛金を負担する。

(1) 前条第2項第1号に定める掛金の場合

基本標準掛金

事業主 4分の4

基本特別掛金

事業主 41分の41から54分の54までの範囲で事業主が全額負担する。

(2) 前条第2項第2号に定める掛金の場合

加算標準掛金

加入員 85分の11

事業主 85分の74

加算特別掛金

事業主 120分の120から171分の171までの範囲で事業主が全額負担する。

(育児休業中の掛金負担割合)

第75条の2 削除(認可:平成14年10月1日 厚生労働省発第1001016号)

(徴収金)

第76条 この基金は、設立事業所以外の厚生年金保険の適用事業所に同時に使用される加入員にかかわる給付の支給に要する費用の一部に充てるため、給付の額の計算の基礎となる各月につき、法附則第30条第2項第4号により読み替えられた法第140条の規定により徴収金を徴収するものとする。ただし、同条第8項の規定により免除される額については、この限りでない。

(事務費掛金)

第77条 この基金は、第74条に規定する掛金のほか、この基金の業務の執行に要する費用に充てるため、加入員数に応じ事務費掛金を徴収する。

2 前項の事務費掛金の額は、代議員会の議決を経て別に定めるところにより事業主が負担する。

(掛金等の納付)

第78条 毎月の掛金および徴収金は、翌月末日までに、この基金に納付する。

(掛金等の源泉控除)

第79条 事業主（加入員が同時に使用される設立事業所以外の厚生年金保険の適用事業所の事業主を含む。）は、加入員の負担すべき掛金および徴収金を給与から控除することができる。

(掛金等の督促および滞納処分)

第80条 掛金および徴収金を滞納する者があるときは、この基金は、法第141条において準用する法第86条の規定により、督促および処分するものとする。

(延滞金)

第81条 前条の規定により督促をしたときは、この基金は、法第141条において準用する法第87条第1項から第5項までの規定により延滞金を徴収するものとする。

(政府負担金)

第82条 この基金は、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「改正法」という。）附則第84条第3項から第5項までの規定による厚生年金保険の管掌者たる政府からの負担金を受け入れるものとする。

第 10 章 年金給付等積立金の管理及び運用に関する契約の締結
並びに業務の委託

(年金給付等積立金の積立て)

第 83 条 この基金は、法第 136 条の 2 に定めるところにより、年金給付等積立金を積み立てなければならない。

(年金給付等積立金の管理及び運用に関する契約の締結)

第 83 条の 2 この基金は、法第 130 条の 2 第 1 項及び法第 136 条の 3 第 1 項の規定に基づき、年金給付等積立金の管理及び運用に関し、信託会社と自己を受益者とする年金信託契約を、生命保険会社と自己を保険金受取人とする年金保険契約を、投資顧問会社と投資一任契約をそれぞれ締結するものとする。

2 この基金は、前項の規定による投資一任契約を締結する場合においては、信託会社と自己を受益者とする年金特定信託契約を締結する。

3 第 1 項の規定により締結する年金信託契約について、年金給付及び一時金給付に要する費用に関する内容は、基金令第 30 条第 1 項に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。

(1) 基金に支払うべき支払金は、次に掲げる場合に支払われるものとする。

ア 加入員若しくは加入員であった者又はその遺族に、この基金の規約に定める給付を行うとき。

イ この基金が、連合会に対して法第 160 条第 3 項及び法第 160 条の 2 第 2 項の規定に基づき、中途脱退者に係る年金給付及び一時金給付の現価相当額又は脱退一時金相当額の交付を行うとき。

ウ 基金規則第 44 条の 2 の規定により業務経理への繰入金を受けることができるとき。

(2) 信託金と支払金とは相殺しないものであること。

4 第 1 項の規定により締結する年金保険契約について、年金給付及び一時金給付に要する費用に関する内容は、基金令第 30 条第 2 項に規定するもののほか、

次の各号に該当するものでなければならない。

(1) 基金に支払うべき保険金は、次に掲げる場合に支払われるものとする。

ア 加入員若しくは加入員であった者又はその遺族に、この基金の規約に定める給付を行うとき。

イ この基金が、連合会に対して法第160条第3項及び法第160条の2第2項の規定に基づき、中途脱退者に係る年金給付及び一時金給付の現価相当額又は脱退一時金相当額の交付を行うとき。

(2) 配当金の支払は、基金規則第44条の2の規定により業務経理への繰入金を受けることができるとき。

(3) 保険期間の始期は、保険契約の成立した日とするものであること。

(4) 保険料と保険金とは相殺しないものであること。

5 第2項の年金特定信託契約の内容は、基金令第31条に規定するもののほか、第3項の規定を準用する。

(運用管理規程)

第83条の3 前条第1項及び第2項の契約に係る次の事項は、運用管理規程において定めるものとする。

(1) 運用受託機関又は資産管理機関の名称

(2) 信託金又は保険料の払込割合

(3) 基金に支払うべき支払金又は保険金の割合

(4) 資産の額の変更

2 運用管理規程は、代議員会の議決を経て決定する。また、定めた事項を変更する場合においても同様とする。

3 第1項第2号及び第3号に規定する事項の変更並びに第1項第4号に規定する事項については、前項の規定にかかわらず、理事会の議決を経て決定する。

4 第1項第2号及び第3号に規定する事項の変更並びに第1項第4号に規定する事項で、年金給付等積立金の安全かつ効率的な運用のために必要なものとして、運用管理規程で定めるものについては、前2項の規定にかかわらず、理事

長の専決をもって決定することができる。

- 5 理事長は、前2項の規定により決定した事項については、次の代議員会で報告し、承認を得なければならない。

(運用管理)

第83条の4 この基金は、法第130条の2第1項及び法第136条の3第1項の規定に基づき締結した契約に係る総資産の構成割合については、長期にわたり維持すべき資産の割合（以下「政策的資産構成割合」という。）を適切な方法により定めるものとする。

- 2 この基金は、前項の政策的資産構成割合を踏まえ、当該契約に係る各運用受託機関とも協議を行いながら、当該運用受託機関の資産構成割合等を運用ガイドラインとして定め、適切な運用管理を行うものとする。

(業務の委託)

第84条 この基金は、U F J 信託銀行株式会社に、次の各号に掲げる事務を委託する。

- (1) 年金数理の計算に関する事務
- (2) 年金給付及び一時金たる給付の支払いに関する事務
- (3) 改正法附則第84条第3項から第5項までの規定による厚生年金保険の管理者たる政府からの負担金に関する事務
- (4) 副本管理に関する事務
- (5) 副本管理に付随する事務
 - ア 加入員記録管理補助
 - イ 年金受給待期者補助
 - ウ 厚生年金基金連合会移受換対象者抽出補助
 - エ 給付額計算補助

第 11 章 財務および会計

(財 務)

第 85 条 この基金の財務に関する事項は、法令に定めるもののほか、この章の定めるところによる。

(事業年度)

第 86 条 この基金の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(予 算)

第 87 条 この基金は、毎事業年度、予算を作成し、事業年度開始前に厚生労働大臣の認可を受けるものとする。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。

(決 算)

第 88 条 この基金は、毎事業年度の決算を当該年度終了後 5 カ月以内に完結するものとする。

2 この基金は、毎事業年度貸借対照表および損益計算書ならびに事業報告書を作成し、監事の意見をつけて前項の決議完結後 1 カ月以内に代議員会に提出し、その議決を受けるものとする。

3 この基金は、前項の書類を当該事業年度終了後 6 カ月以内に厚生労働大臣に提出するものとする。

4 この基金は、第 2 項の書類を厚生労働大臣に提出したときは、その書類をこの基金の事務所に備えつけ、加入員および加入員であった者の閲覧に供するものとする。

(剰余金または不足金の処分等)

第 89 条 年金経理において決算上の剰余金を生じたときは、これを別途積立金として積立て、また不足金を生じたときは、別途積立金を取りくずしてこれに充て、なお、不足金があるときは、翌事業年度にこれを繰り越すものとする。

2 業務経理において決算上の剰余金または不足金を生じたときは、翌事業年度にこれを繰り越すものとする。

(年金経理から業務経理への繰入れ)

第90条 この基金は、毎事業年度、前事業年度の末日における年金給付等積立金の額が加入員および加入員であった者に係る責任準備金の額以上の額であって、将来にわたり財政の健全な運営を維持することができるものとして、厚生労働大臣の定めるところにより算出した額を上回るときは、当該上回る額に相当する額を限度として、年金経理から業務経理へ繰り入れることができる。

(余裕金の運用)

第91条 この基金の業務上の余裕金は、基金令第40条に定めるところにより運用するものとする。

(掛金および責任準備金の算出方法)

第92条 掛金および責任準備金の算出方法は、基金規則に定めるところによるものとする。

(再計算)

第93条 この基金は、将来にわたって財政の均衡を保つことができるように少なくとも5年ごとに基金規則の定める基準にしたがい、掛金率の再計算を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、余剰金または不足金が厚生労働大臣の定める額を上回った場合には、ただちに再計算を行うものとする。

(財務および会計規程)

第94条 財務および会計に関しては、この章に定めるもののほか、代議員会の議決を経て、別に財務および会計規程を設けるものとする。

第12章 解散及び清算

第95条 この基金は、次の各号に掲げる理由により解散するものとする。

- (1) 代議員定数の4分の3以上の多数による代議員会の議決
- (2) この基金の事業の継続の不能
- (3) 法第179条第5項の規定による解散の命令

2 前項第1号または第2号に掲げる理由により解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けるものとする。

3 この基金は、解散したときは、この基金の加入員であった者にかかわる給付の支給に関する義務を免れるものとする。ただし、解散した日迄に支給すべきであった給付でまだ支給していないものについては、この限りでない。

(清算)

第96条 この基金が解散したときの清算人の選任およびこの基金の清算は、法第147条の規定によるものとする。

(責任準備金相当額の納付)

第96条の2 この基金が解散したときは、基金令第55条の規定により計算した責任準備金相当額（以下「最低責任準備金」という。）を法第162条の3第1項の定めるところにより連合会に納付しなければならない。

(最低積立基準額)

第96条の3 この基金は、加入員及び加入員であった者の受給権を保全するため、毎事業年度末の日（以下、この条において「基準日」という。）において、最低保全給付を支給するために必要な給付原資である最低積立基準額を保有するよう努めるものとする。

2 前項の最低保全給付は、次の各号の区分に応じて当該各号に定める給付とする。

- (1) 基準日において年金受給者又は受給待期脱退者である者。（連合会に全ての年金支給に関する義務を移転した中途脱退者を除く。）

規約に基づいて支給されることとなる年金給付

(2) 基準日において加入員である者

ア 基本部分

標準的な退職年齢に達した日（基準日における当該加入員の年齢がこの年齢以上の場合にあっては基準日の翌日。以下「標準資格喪失日」という。）に加入員の資格を喪失したとした場合に支給されることとなる給付に、以下に定める按分率を乗じた給付とする。

$$\text{按分率} = (A + B) / (A + C)$$

A 1,000分の7.225（別表12の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。）に、法附則第30条第1項の認可を受けた日前に加入員であった期間の月数を乗じて得た係数

B 1,000分の0.1に基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合に、年金額の算定に用いられる加入員であった期間（法附則第30条第1項の認可を受けた日以降の期間に限る。）の月数を乗じて得た係数

C 1,000分の0.1に標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合に、年金額の算定に用いられる加入員であった期間（法附則第30条第1項の認可を受けた日以降の期間に限る。）の月数を乗じて得た係数

イ 加算部分

基準日の翌日に加入員資格を喪失した場合に受給資格が得られる次の各号に掲げる年金または一時金について、当該加入員が標準資格喪失日に加入員の資格を喪失したとした場合に支給されることとなる給付に、当該各号に定める按分率を乗じた給付とする。

(ア) 加算退職年金

$$\text{按分率} = D / E$$

D 基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合に、年金額の算定に用いる別表4又は別表7の係数に標準的な退職年齢における別表5

の係数を乗じて得た係数もしくは別表3の係数

E 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合に、年金額の算定に用いる別表4又は別表7の係数に別表5の係数を乗じて得た係数もしくは別表3の係数

(イ) 脱退一時金

$$\text{按分率} = F / G$$

F 基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合の一時金の額の算定に用いる別表4又は別表7の係数

G 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合の一時金の額の算定に用いる別表4又は別表7の係数もしくは別表3の係数に別表11の係数を乗じて得た係数

3 前項の標準的な退職年齢は60歳とする。

4 第1項の最低積立基準額は、厚生年金基金令第39条の3第2項及び第3項に定めるところにより算定した額とする。

(残余財産の分配)

第96条の4 この基金が解散した場合において、この基金の債務を弁済した後に残余財産があるときは、清算人は、これを解散した日において、この基金が給付の支給に関する義務を負っていた者（以下「受給権者等」という。）に分配しなければならない。

2 前項の分配は、解散日において算定した、各受給権者等に係る第96条の3第2項に定める最低保全給付を支給するために必要な年金原資（以下「最低積立基準額相当額」という。）に基づき行うものとしその分配額は、残余財産の額に応じて、次の各号に定めるところにより算定するものとする。

(1) 残余財産の額が最低積立基準額相当額から最低責任準備金の額を控除した額（以下「上乗せ部分の最低積立基準額相当額」という。）を下回る場合、残余財産の額に、次の（ア）に掲げる額を（イ）に掲げる額で除した率を乗じた額

(ア) 各々の受給権者等の上乗せ部分の最低積立基準額相当額

(イ) すべての受給権者等に係る上乗せ部分の最低積立基準額相当額の総額

- (2) 残余財産の額が、上乗せ部分の最低積立基準額相当額を上回り、かつ、すべての受給権者等に係る、基金が存続し解散日の翌日に加入員の資格を喪失したと仮定したときに基金から支給されることとなる給付の現価（以下「要支給額」という。）から最低責任準備金の額を控除した額の総額を下回る場合

次のア及びイの合計額

ア 各々の受給権者等の上乗せ部分の最低積立基準額相当額

イ 残余財産の額がらすべての受給権者等に係る上乗せ部分の最低積立基準額相当額の総額を控除した額に、次の（ア）に掲げる額を（イ）に掲げる額で除した率を乗じた額

(ア) 各々の受給権者等の、要支給額から最低積立基準額相当額を控除した額

(イ) すべての受給権者等に係る、要支給額から最低積立基準額相当額を控除した額の総額

- (3) 残余財産の額が、すべての受給権者等に係る、要支給額から最低責任準備金の額を控除した額の総額を上回る場合

残余財産の額に、次の（ア）に掲げる額を（イ）に掲げる額で除した率を乗じた額

(ア) 各々の受給権者等の、要支給額から最低責任準備金の額を控除額すべての受給権者等に係る、要支給額から最低責任準備金の額を控除した額の総額

3 前項の要支給額の算定に用いる予定利率及び予定死亡率は、最低積立基準額相当額の算定に用いるものと同一のものとする。

4 この基金は、受給権者から分配金の支払の申出があった場合を除き、当該受給権者に分配すべき残余財産全部又は一部を連合会に交付する。

5 前項の交付は、当該受給権者等に残余財産の取扱いに関し通知した上で行うものとする。

(通 知)

第97条 清算人は、残余財産を分配しようとするときは、年金受給権者等に次に掲げる事項を通知するものとする。

(1) 分配金の額

(2) 分配金の支払の方法

2 清算人は、加入員であった者の所在が明らかでないため、前項の通知をすることができないときは、その通知に代えて分配金の支払を行う旨の公告をするものとする。

(相続人に対する支払の効果)

第98条 加入員であった者の相続人の1人に対して分配金の支払を行なったときは、この基金は、他の相続人に対する支払の責を免れるものとする。

(時 効)

第99条 掛金及び徴収金を徴収し、またはその還付を受ける権利は、2年を経過したとき、給付を受ける権利は、5年を経過したときは、時効によって消滅する。

2 退職年金及び減額退職年金を受ける権利の時効は、当該年金がその全額につき支給を停止されている間は、進行しない。

3 掛金及び徴収金の納入の告知又は法第141条第1項において準用する法第86条第1項の規定による督促は、民法第153条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

(給付制限)

第100条 遺族一時金は、加入員又は加入員であった者を故意に死亡させた者には支給しない。加入員又は加入員であった者の死亡前に、その者の死亡によって遺族一時金の受給権者となるべき者を故意に死亡させた者にも同様とする。

(不服申立て)

第101条 標準給与若しくは年金給付若しくは一時金たる給付に関する処分又は掛金その他徴収金の賦課若しくは徴収の処分若しくは法第141条第1項において準用する法第86条の規定による処分に不服のある者については、法第6章に定める不服申立ての規定を準用する。この場合において、法第91条の3中「第90条第1項又は第91条」とあるのは「第169条において準用する第90条第1項又は第91条」と読み替えるものとする。

(還元融資)

第102条 この基金の設立事業所の事業主は、加入員の福祉の増進に資するため、この基金の信託契約及び保険契約にかかわる資産の総額の4分の1に相当する額の範囲内の額を、別に定めるところにより、還元融資として貸付けを受けることができるものとする。

(連合会への加入)

第103条 この基金は、連合会に加入するものとする。

(支払保証事業への加入)

第103条の2 この基金は、連合会が行う支払保証事業に加入し、当該事業に必要な原資として定められた額を拠出するものとする。

2 この基金は、毎事業年度の決算時において解散時責任準備金等に基づき、積立水準について検証し、その結果を連合会に報告するものとする。

(実施規則)

第104条 この規約に特別の規定があるものを除くほか、この規約の実施のための手続その他その執行について必要な規則は、代議員会の議決を経て別に定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規約は、昭和49年10月1日から施行する。

(標準給与に関する経過措置)

第 2 条 平成元年12月1日前にこの基金の加入員の資格を取得し、同日まで引き続き加入員の資格を有する者であって、平成元年11月の標準給与の月額が76,000円以下であるもの又は470,000円であるもの(当該標準給与の月額の基礎となった給与月額が485,000円未満であるものを除く。)の標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となった給与の月額を国民年金法等の一部を改正する法律(平成元年法律第86号)による改正後の厚生年金保険法第20条の規定の例による標準給与の基礎となる給与月額とみなして改定する。

2 前項の規定により改定された標準給与は、平成元年12月から平成2年9月までの各月の標準給与とする。

(事業年度に関する経過措置)

第 3 条 この基金の初年度における事業年度は第85条の規定にかかわらず、昭和49年10月1日から昭和51年3月31日までとする。

(再計算に関する経過措置)

第 4 条 この基金は設立後第1回の再計算は、第93条の規定にかかわらず3年後に行なうものとする。

(過去勤務期間)

第 5 条 この基金が成立した日において加算適用加入員となった者については、基金設立前の期間のうち、次に定める期間および出向していた

期間（以下「過去勤務期間」という。）を給付の額の算定の基礎として用いるものとする。

(1) 昭和43年10月1日および昭和49年10月1日に株式会社日立製作所（以下「転入前会社」という。）から転入により会社の社員となった者については、転入前会社における従業員であった期間のうち、25歳以上に達した日以後最初に到来する1月から会社の社員となった日の属する月の前月までの期間と会社の社員となった日の属する月から、この基金の成立した日の属する月の前月までの期間を合算した期間

(2) (1)以外の者については、この基金が設立されていたとしたならば、その者が加算適用加入員となっていたと認められる期間

2 この基金が成立した日において、現に出向中である者が、その後加算適用加入員となったときは、次の期間を過去勤務期間とみなして給付の額の算定の基礎として用いるものとする。

(1) この基金が成立した日において、25歳未満であるとき、25歳に達した日の属する月以降最初に到来する10月以後加算適用加入員となった日の属する月の前月迄の期間

(2) この基金が成立した日において、25歳以上であるとき、会社の社員であった期間（転入前会社の従業員であった者については、その期間を含む。）のうち25歳以上に達した日の属する月以後最初に到来する10月以後加算適用加入員となった日の属する月の前月迄の期間

3 この基金が成立した日の後において出向により加入員の資格を喪失した者がその後、加算適用加入員となったときは、次の期間を過去勤務期間とみなして給付の額の算定の基礎として用いるものとする。

(1) 25歳未満で出向した者であるとき。

25歳に達した日の属する月以降最初に到来する10月以後加算適用加入員となった日の属する月の前月迄の期間

(2) 25歳以上で出向した者であるとき。

加入員の資格を喪失した日の属する月以降加算適用加入員となった日の属する月の前月迄の期間

4 前3項の規定により、過去勤務期間を給付の額の算定の基礎として用いる者については、第48条第2項第1号、第53条第1項第1号、第64条第1号、第65条第1号（別表4を除く。）、同条第2号（別表7を除く。）、第69条第1号（別表4及び別表7を除く。）、同条第2号および附則第6条第1項中「加算適用期間」とあるのは「加算適用期間に過去勤務期間を加算した期間」と読み替える。

(イ) 株式会社日立製作所から転入により会社の社員となった者については「加算適用期間に昭和39年1月21日以降の過去勤務期間を加算した期間」

(ロ) (イ)以外の者については「加算適用期間に昭和43年10月1日以降の過去勤務期間を加算した期間」

5 加入員期間が15年未満で、加算適用期間に過去勤務期間を加えた期間が15年以上ある者については、第52条第2号の規定にかかわらず、その者が脱退により加入員の資格を喪失したときは、退職年金を支給する。

(特例退職一時金)

第6条 この基金は、当分の間、退職（懲戒解雇による退職を除く。）により加入員の資格を喪失し、第53条第1項第1号から第3号に該当する者の申し出により、特例退職一時金を支給する。

2 前項の申し出は、加入員の資格を喪失した日の属する月の翌月末日までにしなければならない。

3 特例退職一時金の額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 加算適用期間15年以上で、定年退職、定年を超えて退職、定年扱退職またはやむを得ない事由退職により加入員の資格を喪失した者については、退職時基準基本給に加算適用期間に応じ別表3に定める率を乗じて得た額に、加入員の資格を喪失した日の前日の年齢に応じ別表11に定める率を乗じて得た額。

(2) 加算適用期間15年以上かつ50歳未満で自己都合退職、又は加算適用期間15年未満の退職により加入員の資格を喪失した者については、退職時基準基本給に次の(i)及び(ii)に定める別表に掲げる率を乗じて得た額。

(i) 加算適用期間10年以上の者については

別表4

(ii) 加算適用期間10年未満の者については

別表7

4 第1項の規定により、特例退職一時金の支給を受けたときは、支給を受けた者は、その額の計算の基礎となった加算適用期間は、加算適用加入員でなかったものとみなす。

(選択一時金)

第6条の2 基本加算年金額が加算された退職年金又は減額退職年金の受給権者並びにこの基金の加入員であって、法第160条の2第3項の規定により加算された額の年金給付の支給に関する義務を承継している者は、当分の間、次項に定めるところにより、年金給付の支給に代えて、選択一

時金の支給を受けることができる。

- 2 法第161条の規定により、支給に関する義務を承継した法第160条の2第3項に規定する一時金たる給付としての部分に係る選択一時金は、退職年金又は減額退職年金の受給権者が、連合会の規約に定める選択一時金の申出事由に該当する場合であって、かつ、次の各号のいずれかのときにおいて一時金の選択を申出たときに、その者に支給する。

(1) 退職年金又は減額退職年金のうち、基本加算年金額に相当する部分の支給が開始されるとき。

(2) 退職年金又は減額退職年金の受給権者が、基本加算年金額に相当する部分の支給が開始された後、連合会の規約の定める保証期間を経過する前に一時金の選択を希望するとき。

- 3 この基金の加入員であって、法第160条の2第3項の規定により加算された額の年金給付の支給に関する義務を承継している者に対する選択一時金は、連合会の規約の定めるところにより当該者が加入員の資格を喪失した場合において一時金の選択を申し出たときに、その者に支給する。

- 4 選択一時金の額は、連合会の規約の定めるところにより計算した額とする。

- 5 退職年金又は減額退職年金の受給権者が第2項又は第3項に定めるところにより、申し出たときは、その者に支給する退職年金又は減額退職年金の額のうち、基本加算年金額を一時金の選択割合に応じて減額する。

(適格退職年金の廃止に伴う掛金の徴収)

第7条 この基金は、第74条に定める掛金のほか、会社の適格退職年金制度(昭和43年10月1日施行)の廃止に伴い次の各号に掲げる額の合

計額を附則第5条に定める過去勤務期間にかかる給付に要する費用に充てるための掛金として徴収する。

(1) 適格退職年金制度の廃止に伴い、当該制度の受託機関より事業主に返還された返還金に相当する額。

(2) 適格退職年金制度の廃止に伴い、当該制度の加入員の資格を喪失した加入員（以下「移行加入員」という。）に相当する額。

2 事業主および移行加入員は、前項に定める掛金として、次の各号に掲げる額を負担する。

(1) 事業主

前項第1号に定める返還金に相当する額

(2) 移行加入員

加入員資格喪失時返還金に相当する額

3 事業主は、事業主および移行加入員が前項各号に掲げる額を収受した日に、その合計額を基金に納付する。

（日立製作所厚生年金基金の権利義務の承継）

第8条 この基金は、日立製作所厚生年金基金（以下「旧基金」という。）の権利義務の一部を承継する。

（資産の承継）

第9条 この基金は、旧基金の権利義務の一部を承継したことに伴い、別に定めるところにより、旧基金より旧基金の資産の一部を承継する。

（特別掛金）

第10条 第74条第2項第1号及び第2号に規定する特別掛金の額は、当分の間、次の各号に定める額とする。

(1) 加入員については

加入員の標準給与の月額に1,000分の48を乗じた額

(2) 加算適用加入員については

加算適用加入員の基準基本給月額に1,000分の135を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成14年4月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成14年3月以前に係る掛金については、なお従前の例(掛金及び負担割合)による。

(特例掛金)

第11条 この基金は、第74条及び第75条に規定する掛金のほか、財政運営の安定を図ることを目的として、規約に基づく給付に要する費用に充てるため、当分の間、その給付の額の計算の基礎となる各月につき、特例掛金を徴収する。

2 前項に規定する特例掛金の額

平成15年度においては、加入員1人につき月額5,000円とする。

3 前項に規定する特例掛金の負担割合

事業主が全額負担する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成15年4月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成15年3月以前に係る掛金については、なお従前の例(掛金及び負担割合)による。



平成14年10月1日認可
厚生労働省発第1001016号

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行する。

(給付に関する経過措置)

第2条 退職年金の受給権者が次の各号のいずれかに該当する場合、当該基金の受給権者に支給する年金の額は、この規約による改正後の日立ピアメカニクス厚生年金基金規約（以下「改正後の規約」という。）に基づいて支給される年金額に、次項に規定する額を加算した額とする。ただし、その者が次の各号のいずれにも該当しなくなったときには、本条を適用せず、該当しなくなった月の翌月から、年金額を改定する。

- (1) 基金の受給権者が老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の受給権を有さない場合
- (2) 基金の受給権者が障害厚生年金の受給権を有する場合であって、法第38条第1項の規定によりその者の老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の全部の支給が停止されている場合
- (3) 基金の受給権者が遺族厚生年金の受給権を有する場合であって、法第38条第1項の規定によりその者の老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の全部の支給が停止されている場合
- (4) 基金の受給権者が遺族厚生年金の受給権を有する場合であって、法第38条の2第1項の規定によりその者の老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の2分の1に相当する額の停止が解除されている場合
- (5) 基金の受給権者が厚生年金保険の被保険者である場合

2 基金の受給権者が前項の各号のいずれかに該当する場合にその者の年金の額に加算する額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号から第3号に該当する場合

この規約による改正前の日立ピアメカニクス厚生年金基金規約（以下「改正前の基金規約」という。）を適用した場合に支給されることとなる年金の額から改正後の基金規約に基づいて支給される年金の額（連合会に上乗せ年金の支給義務を移転した者にあつては、当該上乗せ額を加算した額）を控除して得た額

(2) 前項第4号に該当する場合

前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 前項第5号に該当する場合

次のアに掲げる額からイ及びウに掲げる額を控除した額

ア 改正前の基金規約を適用した場合に支給されることとなる年金の額

イ 改正後の基金規約に基づいて支給される年金額

ウ 法附則第30条第1項の認可の日以後の加入員であった期間の平均標準給与の月額 $\times$ 1,000分の7.125(別表12の2左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。)に相当する額に法附則第30条第1項の認可の日以後の加入員期間の月数を乗じて得た額に、当該受給権者が支給を受けている老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の額を当該受給権者が被保険者でなかったとした場合に支給されることとなる老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の額で除して得た率を乗じて得た額

第3条 法附則第30条第1項の認可を受けた日前に既にその額が計算された退職年金を受ける権利を有する者に支給する当該退職年金については、なお従前の例による。

(退職年金の支給義務の承継に関する経過措置)

第4条 この基金は、法附則第30条第1項の認可を受けた日前に中途脱退者となった者が再びこの基金の加入員となったときは、連合会からその者に係る退職年金の支給に関する義務(法第160条の2第3項の規定により連合会が年金給付の額を加算し又は一時金たる給付を支給するものとされている場合にあっては、当該加算額に係る年金給付及び当該一時金たる給付の支給に関する義務を含む)を承継する。

2 この基金は、前項の規定により年金及び一時金の支給に関する義務を連合会から承継した場合には、当該中途脱退者に係る年金給付及び一時金たる給付の現価相当額の交付を請求するものとする。

(掛金に関する経過措置)

第5条 法附則第30条第1項の認可を受けた日前の月に係る掛金については、なお従前の例(掛金率及び負担割合)による。

別 表 1

設立事業所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
日立ビアメカニクス株式会社	神奈川県海老名市
日立精工エンジニアリング株式会社	神奈川県海老名市
京浜産業株式会社	神奈川県海老名市

別 表 2

選挙区及び代議員数

選 挙 区	選 挙 区 の 範 囲	代議員数
第1区	日立ビアメカニクス株式会社	5人
第2区	日立精工エンジニアリング株式会社 京浜産業株式会社	2人

別 表 3

加算適用 期 間	率	加算適用 期 間	率
15年	2.637	26年	3.225
16	2.697	27	3.273
17	2.755	28	3.322
18	2.811	29	3.371
19	2.866	30	3.421
20	2.919	31	3.470
21	2.972	32	3.520
22	3.024	33	3.572
23	3.075	34	3.624
24	3.128	35	3.678
25	3.175		

(注) A年Bカ月の場合の率 (小数点以下第4位四捨五入)

$$= A \text{ 年の率} + \{ (A+1) \text{ 年の率} - A \text{ 年の率} \} \times B / 12$$

別 表 4

加算適用期間	定年	やむを得ない事由	自己都合	加算適用期間	自己都合
1年	0. 8 8 2	0. 2 2 1	0. 1 7 2	16年	3. 3 1 4
2	1. 7 4 6	0. 4 3 7	0. 3 4 0	17	3. 5 5 8
3	2. 6 1 9	0. 6 5 5	0. 5 0 9	18	3. 8 1 0
4	3. 4 8 3	0. 8 7 1	0. 6 7 7	19	4. 0 6 8
5	4. 3 5 6	1. 0 8 9	0. 8 4 7	20	4. 3 3 2
6	5. 2 2 9	1. 3 0 7	1. 0 1 7	21	4. 6 0 6
7	6. 1 2 0	1. 5 3 0	1. 1 9 0	22	4. 8 8 8
8	7. 0 2 0	1. 7 5 5	1. 3 6 5	23	5. 1 7 8
9	7. 9 2 9	1. 9 8 2	1. 5 4 2	24	5. 4 7 6
10	8. 8 6 5	2. 2 1 6	1. 7 2 4	25	5. 7 8 4
11	9. 8 1 9	2. 4 5 5	1. 9 0 9		
12	10. 7 8 2	2. 6 9 6	2. 0 9 7		
13	11. 7 8 1	2. 9 4 5	2. 2 9 1		
14	12. 7 9 8	3. 2 0 0	2. 4 8 9		
15	13. 8 4 2	3. 4 6 1	(2. 6 9 2)		
			3. 0 7 6		

- (注) 1. A年Bカ月の場合の率 (小数点以下第4位四捨五入)

$$= A \text{ 年の率} + \{ (A+1) \text{ 年の率} - A \text{ 年の率} \} \times B / 12$$
2. () 内は (A+1) 年の率を算出する場合に使用

別 表 5

年齢	率	年齢	率
30歳	0. 2827	46歳	0. 1398
31	0. 2705	47	0. 1338
32	0. 2589	48	0. 1280
33	0. 2477	49	0. 1225
34	0. 2370	50	0. 1172
35	0. 2268	51	0. 1122
36	0. 2171	52	0. 1073
37	0. 2077	53	0. 1027
38	0. 1988	54	0. 0983
39	0. 1902	55	0. 0941
40	0. 1820	56	0. 0900
41	0. 1742	57	0. 0861
42	0. 1667	58	0. 0824
43	0. 1595	59	0. 0789
44	0. 1526	60	0. 0755
45	0. 1461		

(注) A年Bカ月の場合の率 (小数点以下第5位四捨五入)

$$= A \text{年の率} + \{ (A+1) \text{年の率} - A \text{年の率} \} \times B / 12$$

別 表 6

年齡	率
5 6 歲	0. 7 9 9
5 7	0. 8 4 5
5 8	0. 8 9 4
5 9	0. 9 4 6
6 0	1. 0 0 0

別 表 7

加算適用 期 間	定年	やむを得ない 事 由	自己都合
1年	0. 8 8 2	0. 1 7 2	0. 1 4 7
2	1. 7 4 6	0. 3 4 0	0. 2 9 1
3	2. 6 1 9	0. 5 0 9	0. 4 3 7
4	3. 4 8 3	0. 6 7 7	0. 5 8 1
5	4. 3 5 6	0. 8 4 7	0. 7 2 6
6	5. 2 2 9	1. 0 1 7	0. 8 7 2
7	6. 1 2 0	1. 1 9 0	1. 0 2 0
8	7. 0 2 0	1. 3 6 5	1. 1 7 0
9	7. 9 2 9	1. 5 4 2	1. 3 2 2
10	8. 8 6 5	1. 7 2 4	1. 4 7 8

(注) A年Bカ月の場合の率 (小数点以下第4位四捨五入)

$$= A\text{年の率} + \{ (A+1)\text{年の率} - A\text{年の率} \} \times B / 12$$

別 表 8

加算適用 期 間	率	加算適用 期 間	率
1年	0. 1 1 4	19年	2. 3 5 9
2	0. 2 2 5	20	2. 5 1 3
3	0. 3 3 8	21	2. 6 7 1
4	0. 4 4 9	22	2. 8 3 5
5	0. 5 6 1	23	3. 0 0 3
6	0. 6 7 4	24	3. 1 7 6
7	0. 7 8 9	25	3. 3 5 5
8	0. 9 0 5	26	3. 5 3 9
9	1. 0 2 2	27	3. 7 2 9
10	1. 1 4 3	28	3. 9 2 5
11	1. 2 6 6	29	4. 1 2 8
12	1. 3 9 0	30	4. 3 3 7
13	1. 5 1 8	31	4. 6 5 3
14	1. 6 5 0	32	4. 9 8 3
15	1. 7 8 4	33	5. 3 2 8
16	1. 9 2 2	34	5. 6 8 9
17	2. 0 6 4	35	6. 0 6 6
18	2. 2 1 0		

(注) A年Bカ月の場合の率 (小数点以下第4位四捨五入)

$$= A \text{年の率} + \{ (A+1) \text{年の率} - A \text{年の率} \} \times B / 12$$

別 表 9

年齢	率	年齢	率
30歳	3. 5377	46歳	7. 1545
31	3. 6969	47	7. 4765
32	3. 8632	48	7. 8129
33	4. 0371	49	8. 1645
34	4. 2188	50	8. 5319
35	4. 4086	51	8. 9158
36	4. 6070	52	9. 3170
37	4. 8143	53	9. 7363
38	5. 0309	54	10. 1744
39	5. 2573	55	10. 6323
40	5. 4939	56	11. 1107
41	5. 7411	57	11. 6107
42	5. 9995	58	12. 1332
43	6. 2695	59	12. 6792
44	6. 5516	60	13. 2497
45	6. 8464		

(注) A年Bカ月の場合の率 (小数点以下第5位四捨五入)

$$= A \text{ 年の率} + \{ (A+1) \text{ 年の率} - A \text{ 年の率} \} \times B / 12$$

別 表 10

支給済期間に応ずる遺族一時金支給率

平成10年11月1日（給付変更日）以前に退職した受給権者に適用する。

支給済期間	率
0年	9.3195
1	8.7943
2	8.2576
3	7.6914
4	7.0940
5	6.4638
6	5.7989
7	5.0974
8	4.3574
9	3.5766
10	2.7530
11	1.8840
12	0.9672
13	0

（注）A歳Bカ月の場合の率（小数点以下第5位四捨五入）

$$= A \text{ 歳の率} + \{ (A + 1) \text{ の率} - A \text{ 歳の率} \} \times \frac{B}{12}$$

別 表 10

支給済期間	率
0年	13. 2497
1	12. 8274
2	12. 3860
3	11. 9248
4	11. 4429
5	10. 9392
6	10. 4129
7	9. 8629
8	9. 2881
9	8. 6875
10	8. 0598
11	7. 4039
12	6. 7185
13	6. 0022
14	5. 2538
15	4. 4716
16	3. 6542
17	2. 8001
18	1. 9075
19	0. 9747
20	0. 0000

(注) A年Bカ月の場合の率 (小数点以下第5位四捨五入)

$$= A\text{年の率} + \{ (A+1)\text{の率} - A\text{年の率} \} \times B / 12$$

別表 11

(特例退職一時金支給率)

年 齢	率
40歳	5.3685
41	5.6070
42	5.8579
43	6.1205
44	6.3965
45	6.6858
46	6.9882
47	7.3031
48	7.6346
49	7.9809
50	8.3445
51	8.7228
52	9.1210
53	9.5387
54	9.9739
55	10.4277
56	10.9342
57	11.4160
58	11.9165
59	12.4412
60歳以上	12.9894

(注) A年Bカ月の場合の率(小数点以下第5位四捨五入)

$$= A \text{ 年の率} + \{ (A+1) \text{ 年の率} - A \text{ 年の率} \} \times \frac{B}{12}$$

附 則

この規約の適用日から平成12年3月20日までの間に、別表11中58歳、59歳及び60歳以上の率を適用する場合は、附則別表に掲げる率を適用する。

附則別表

年 齢	率
58歳	11.9361
59	12.4851
60歳以上	13.0595

別表 12

生年月日別給付乗率

昭和 2年4月1日までに生まれた者	1,000分の10.1
昭和 2年4月2日から昭和 3年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の 9.96
昭和 3年4月2日から昭和 4年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の 9.82
昭和 4年4月2日から昭和 5年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の 9.68
昭和 5年4月2日から昭和 6年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の 9.54
昭和 6年4月2日から昭和 7年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の 9.41
昭和 7年4月2日から昭和 8年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の 9.27
昭和 8年4月2日から昭和 9年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の 9.14
昭和 9年4月2日から昭和10年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の 9.01
昭和10年4月2日から昭和11年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の 8.89
昭和11年4月2日から昭和12年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の 8.76
昭和12年4月2日から昭和13年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の 8.64
昭和13年4月2日から昭和14年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の 8.51
昭和14年4月2日から昭和15年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の 8.39
昭和15年4月2日から昭和16年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の 7.871
昭和16年4月2日から昭和17年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の 7.757
昭和17年4月2日から昭和18年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の 7.643
昭和18年4月2日から昭和19年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の 7.539
昭和19年4月2日から昭和20年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の 7.434
昭和20年4月2日から昭和21年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の 7.330

別表 12の2

生年月日別代行給付乗率

生年月日	給付乗率
昭和 2年 4月 1日までに生まれた者	1,000分の10.0
昭和 2年 4月 2日から昭和 3年 4月 1日までの間に生まれた者	1,000分の 9.86
昭和 3年 4月 2日から昭和 4年 4月 1日までの間に生まれた者	1,000分の 9.72
昭和 4年 4月 2日から昭和 5年 4月 1日までの間に生まれた者	1,000分の 9.58
昭和 5年 4月 2日から昭和 6年 4月 1日までの間に生まれた者	1,000分の 9.44
昭和 6年 4月 2日から昭和 7年 4月 1日までの間に生まれた者	1,000分の 9.31
昭和 7年 4月 2日から昭和 8年 4月 1日までの間に生まれた者	1,000分の 9.17
昭和 8年 4月 2日から昭和 9年 4月 1日までの間に生まれた者	1,000分の 9.04
昭和 9年 4月 2日から昭和10年 4月 1日までの間に生まれた者	1,000分の 8.91
昭和10年 4月 2日から昭和11年 4月 1日までの間に生まれた者	1,000分の 8.79
昭和11年 4月 2日から昭和12年 4月 1日までの間に生まれた者	1,000分の 8.66
昭和12年 4月 2日から昭和13年 4月 1日までの間に生まれた者	1,000分の 8.54
昭和13年 4月 2日から昭和14年 4月 1日までの間に生まれた者	1,000分の 8.41
昭和14年 4月 2日から昭和15年 4月 1日までの間に生まれた者	1,000分の 8.29
昭和15年 4月 2日から昭和16年 4月 1日までの間に生まれた者	1,000分の 7.771
昭和16年 4月 2日から昭和17年 4月 1日までの間に生まれた者	1,000分の 7.657
昭和17年 4月 2日から昭和18年 4月 1日までの間に生まれた者	1,000分の 7.543
昭和18年 4月 2日から昭和19年 4月 1日までの間に生まれた者	1,000分の 7.439
昭和19年 4月 2日から昭和20年 4月 1日までの間に生まれた者	1,000分の 7.334
昭和20年 4月 2日から昭和21年 4月 1日までの間に生まれた者	1,000分の 7.230